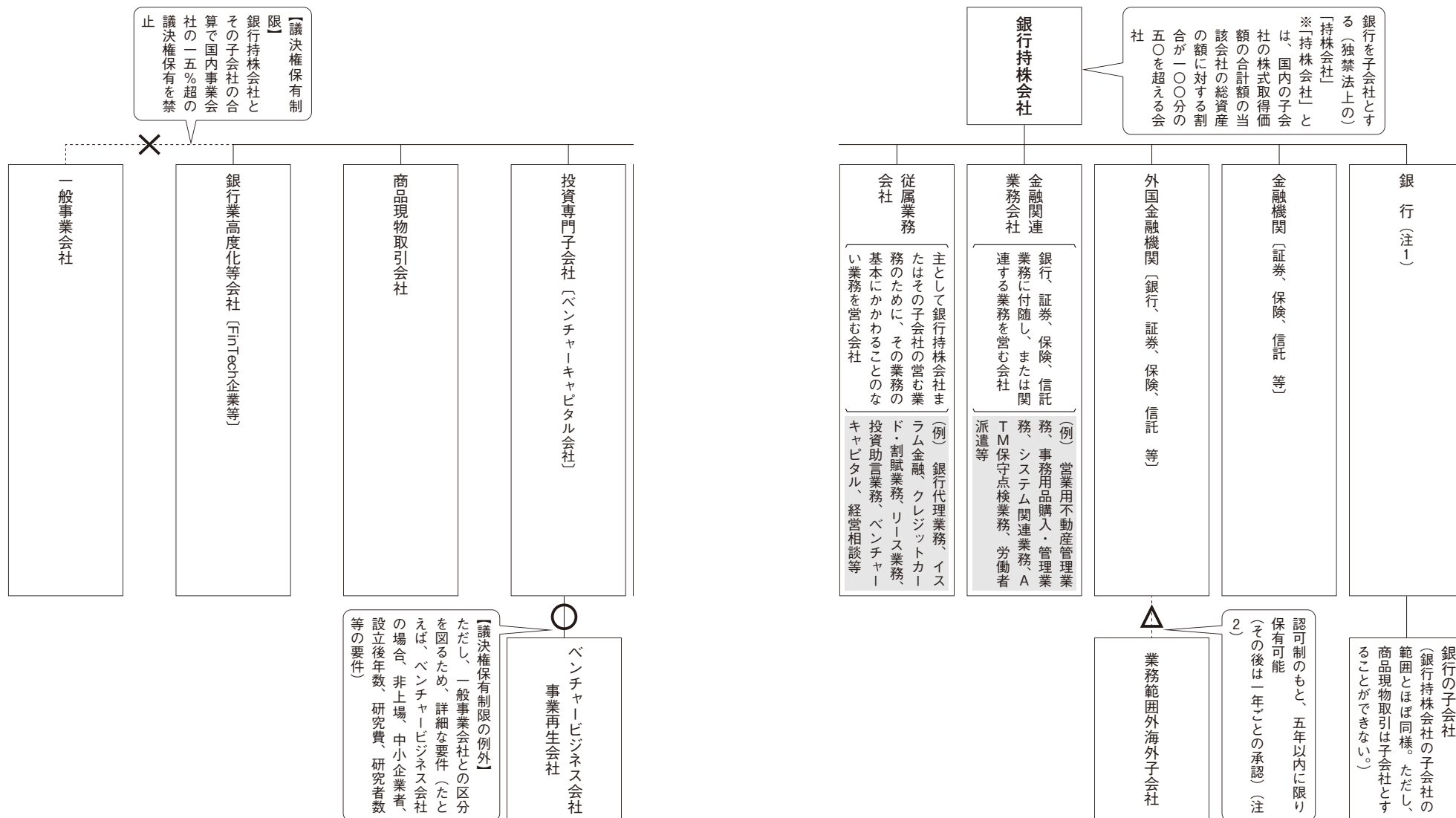


別紙1 (誤・アマカケ部分)

図 銀行グループの業務範囲



(注1) 銀行は、その子会社と合算して国内事業会社の5%超の議決権保有が禁止されている。

(注2) 外国において子会社対象会社を買収する場合に限る。外国の金融関連業務会社、外国の従属業務会社についても同様。